

全市域での路上喫煙禁止について

○市長の方針

① 市会代表質問（R4.3.4）

- ・ 市内の一部の地域だけが路上喫煙禁止ではわかりにくい
- ・ 「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という万博の開催理念に照らせば、全市域で路上喫煙を禁止することが求められている
- ・ 禁止地域の拡大については、分煙環境を整えるための喫煙所の整備期間も必要
- ・ 「路上喫煙対策委員会」のご意見も頂きながら進めていく必要がある
- ・ 議論・手続きを踏んで、2025年1月を目途に実施できるよう、取り組む

② 市長囲み取材（R4.3.4）

- ・ （喫煙所について）大阪メトロの駅周辺で市有地があれば、受動喫煙にならない形で、喫煙所を設置できないか検討

○論点・課題等

- ・ 過料徴収の取締り
- ・ 喫煙所の整備
- ・ 啓発表示
- ・ 加熱式たばこの取扱い

○今後の委員会の進め方

- ・ 今後、論点・課題等を整理したうえで、委員会での議論の進め方や諮問の内容について、ご意見をいただきたい

区域（市域）全面禁止している自治体

	東京都					その他		大阪市
	千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	大和市	四条畷市	
人口（R4.3.1）	67,147	228,644	240,779	915,216	283,077	241,558	54,890	2,743,935
昼間人口（平成27年国勢調査）	853,068	539,109	940,785	856,870	417,146	196,370	47,845	3,543,449
面積（km ² ）	11.66	15.11	20.37	58.05	13.01	27.06	18.69	213.08
条例名	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	世田谷区環境美化等に関する条例	豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例	大和市路上喫煙の防止に関する条例	四条畷市受動喫煙防止条例	大阪市路上喫煙の防止に関する条例
	・喫煙は努力義務とし、禁止地区を指定	・公共の場所の喫煙禁止 ・喫煙する場合は、その場所に配慮するとした配慮義務	・条例で喫煙禁止をルール化 ・区民には区施策協力の努力義務	・屋外の公共の場所及び公開空地は努力義務 ・道路及び公園は喫煙禁止	・公共の場所において、歩行中(自転車等乗車中を含む)の喫煙禁止 ・路上喫煙禁止	路上喫煙禁止	路上喫煙禁止	・喫煙は努力義務とし、禁止地区を指定
過料金額（円）	2,000	2,000 (条例1万円以下)	なし	なし	なし	2,000	1,000	1,000
						重点地区のみ	重点地区のみ	禁止地区のみ
条例施行	H14.6.25	H15.8	H9.10.3	H16.4改正	H9.10.30	H20.10.1	R1.10.1	H19.4.1
過料件数	※H14年度 2,583	—	—	—	—	2		※H19.10～ 4,359 ※H20 9,202
全面禁煙	H22.4.1	H31.4	H26.7.1	H30.10.1	H23.5.30	R3.4.1		
過料件数	※H22年度 5,684	※H31年度 約3,000	—	—	—	0	0	—
公営喫煙所	厚労省技術的留意事項対応	2	3	10	10	0	0	0
	その他	3	6	17	17	2	0	13
喫煙所	58	23	96	41	2	0	13	6
加熱式	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象	対象	対象外
その他		1万m ² 以上の建物は設置義務有		ポイ捨てのみ罰則 区営には灰皿設置のみも含む	ポイ捨てのみ罰則	今年度6か所の喫煙所を撤去		